

# 義務付け・枠付けの見直しによる独自基準一覧(福祉関係施設以外)

## 【地方分権改革推進計画・第1次一括法】

No.	法律名	独自の基準	独自基準により見込まれる効果
1	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育室を2階以上に設置する場合に耐火構造とすること</li> <li>② 園に対する苦情解決の仕組みの構築</li> <li>③ 過疎地域における職員資格等の認定要件の緩和等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用児童の安全の確保及びサービスの質の向上が期待される</li> <li>② 過疎地における教育・保育の場の確保につながる</li> </ul>
2	公営住宅法(整備基準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者、障害者に配慮</li> <li>② 地域材の活用</li> <li>③ 地域の交流促進に配慮した共同施設の整備等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住環境の向上、地域住民との交流やまちづくりに貢献できる</li> </ul>
3	公営住宅法(入居基準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 同居親族要件</li> <li>② 裁量階層の対象範囲拡大(未就学児→中学生、新婚世帯)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子育て世帯及び新婚世帯の入居機会を拡大するとともに、併せてバランスのとれたコミュニティ形成の促進を図ることができる</li> </ul>
4	道路法(道路の構造の技術的基準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 車線数の決定(設計基準交通量)について、工区毎の交通特性に応じた車線数の決定を可能とする但し書きの追加</li> <li>② 自転車・歩行者空間の確保(路肩幅員)について、歩行者自転車の通行状況へ配慮する条文の追加</li> <li>③ 植樹帯について、植樹帯の設置に係る例外規定の柔軟化等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 車線数の決定、路肩幅員等について、地域や路線の状況に応じた道路整備が可能となる</li> </ul>

【地域主権戦略大綱・第2次一括法】

No.	法律名	独自の基準	独自基準により見込まれる効果
1	職業能力開発促進法	① 普通職業訓練の普通課程を無料	① 従来から運用上無料としていたものを今回明文化したもの
2	都市公園法	① 住民一人当たりの敷地面積の基準 ② 住区基幹公園、総合公園の配置及び規模の基準 ③ 文化財保護法、景観法等に基づき指定された建築物の特例建ぺい率	① 市町村との連携により計画的な公園整備が推進される ② 県と市町村がそれぞれ整備すべき公園が明確化される ③ オープンスペースを確保することにより都市公園本来の機能の確保が図られる
3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)	① 横断歩道に接続する歩道等の段差 【国】2.0cm 【独自】原則段差は設けない 注意喚起用のブロックを敷く ② 横断歩道に接続する歩道等の部分 【国】円滑に転回できる構造 【独自】省令と同じ基準に加え、スロープ底部には、平坦部分を150cm以上設けるよう努める ③ 排水溝の基準 【国】規定なし 【独自】歩道等の幅員内に設ける排水溝のふたは、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造 ④ 歩道橋 【国】手すりの端部に、階段の通ずる場所を示す点字で表示 【独自】省令と同じ基準に加え施設名、現在地等を点字で表示	① 高齢者や障がい者の車いす利用者等が利用しやすい施設となる ② 他の条例(大分県福祉のまちづくり条例)との整合性が確保できる
4	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(特定公園施設の設置に関する基準)	① 出入り口 135cm以上 ② 排水溝の基準 園路を横断する排水溝のふたは、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造のもの ③ 案内板 (車いす使用者が利用できる構造の)水飲場は、その位置が分かるように表示を設置すること	① 高齢者や障がい者の車いす利用者等が利用しやすい施設となる ② 他の条例(大分県福祉のまちづくり条例)との整合性が確保できる